

# 用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

新	旧																																												
<p><b>第3 業務費の内容及び統算</b></p> <p><b>1 直接原価</b></p> <p>直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。</p> <p>(1) 直接人件費</p> <p>イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。</p> <p>ただし、これによりがたい特別な事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。</p> <p>ロ 補正率の取扱い</p> <p>各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。</p> <p>なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難い場合においては、見検を徴収するものとする。</p> <p>（例示）木造建物A（表 6-5）の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th>（基準値） 規 模</th> <th rowspan="2">補正率</th> <th>（補正值） 規 模</th> </tr> <tr> <th>70㎡以上 130㎡未満</th> <th>200㎡以上 300㎡未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技師 A</td> <td>0.68人</td> <td>1.80</td> <td>1.22人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>2.08人</td> <td>1.80</td> <td>3.74人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>1.42人</td> <td>1.80</td> <td>2.55人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td>0.13人</td> <td>1.80</td> <td>0.23人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 補正率は、表 6-6 で定める率である。</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>イ 材料費等</p> <p>材料費等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルト登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 7 条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレス印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレス、浄書等及び印刷、随画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。</p> <p>この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。</p> <p style="text-align: center;">材料費等 = 直接人件費 × 7 パーセント</p> <p>ロ 旅費交通費</p> <p>宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー 1 を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー 2 を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー 1、ロー 2 によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第 1 編総則</p>	職 種	（基準値） 規 模	補正率	（補正值） 規 模	70㎡以上 130㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.68人	1.80	1.22人	技師 B	2.08人	1.80	3.74人	技師 C	1.42人	1.80	2.55人	技師 D	0.13人	1.80	0.23人	<p><b>第3 業務費の内容及び統算</b></p> <p><b>1 直接原価</b></p> <p>直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。</p> <p>(1) 直接人件費</p> <p>イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。</p> <p>ただし、これによりがたい特別な事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。</p> <p>ロ 補正率の取扱い</p> <p>各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。</p> <p>なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難い場合においては、見検を徴収するものとする。</p> <p>（例示）木造建物A（表 6-5）の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th>（基準値） 規 模</th> <th rowspan="2">補正率</th> <th>（補正值） 規 模</th> </tr> <tr> <th>70㎡以上 130㎡未満</th> <th>200㎡以上 300㎡未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技師 A</td> <td>0.51人</td> <td>1.80</td> <td>0.91人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>1.55人</td> <td>1.80</td> <td>2.79人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>1.10人</td> <td>1.80</td> <td>1.98人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td>0.12人</td> <td>1.80</td> <td>0.21人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 補正率は、表 6-6 で定める率である。</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>イ 材料費等</p> <p>材料費等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルト登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 7 条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレス印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレス、浄書等及び印刷、随画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。</p> <p>この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。</p> <p style="text-align: center;">材料費等 = 直接人件費 × 7 パーセント</p> <p>ロ 旅費交通費</p> <p>宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー 1 を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー 2 を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー 1、ロー 2 によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第 1 編総則第 2 章積算</p>	職 種	（基準値） 規 模	補正率	（補正值） 規 模	70㎡以上 130㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.51人	1.80	0.91人	技師 B	1.55人	1.80	2.79人	技師 C	1.10人	1.80	1.98人	技師 D	0.12人	1.80	0.21人
職 種		（基準値） 規 模		補正率	（補正值） 規 模																																								
	70㎡以上 130㎡未満	200㎡以上 300㎡未満																																											
技師 A	0.68人	1.80	1.22人																																										
技師 B	2.08人	1.80	3.74人																																										
技師 C	1.42人	1.80	2.55人																																										
技師 D	0.13人	1.80	0.23人																																										
職 種	（基準値） 規 模	補正率	（補正值） 規 模																																										
	70㎡以上 130㎡未満		200㎡以上 300㎡未満																																										
技師 A	0.51人	1.80	0.91人																																										
技師 B	1.55人	1.80	2.79人																																										
技師 C	1.10人	1.80	1.98人																																										
技師 D	0.12人	1.80	0.21人																																										

表 6-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技師 B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技師 C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技師 B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技師 C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技師 B	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技師 C	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技師 D	—	—	0.10	0.10人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-6 の補正率表を適用するものとする。  
 注2 本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地面調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見様等を徴収して対応するものとする。  
 ・同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見様に要する費用  
 ・同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見様に要する費用

表 6-6

建物延べ面積	補正率			
	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

  

建物延べ面積	補正率			
	300㎡以上 450㎡未満	450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,400㎡未満
補正率	2.40	3.00	4.00	5.30

表 6-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51人	
			技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55人	
			技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
木造建物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56人	
			技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79人	
			技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
木造建物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.21	0.09	0.09	0.39人	
			技師 B	0.21	0.57	0.32	1.10人	
			技師 C	0.21	0.25	0.18	0.64人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-6 の補正率表を適用するものとする。  
 注2 本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地面調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見様等を徴収して対応するものとする。  
 ・同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見様に要する費用  
 ・同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見様に要する費用

表 6-6

建物延べ面積	補正率			
	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

  

建物延べ面積	補正率			
	300㎡以上 450㎡未満	450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,400㎡未満
補正率	2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建築物の調査及び算定

木造特殊建築物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	調査	図面等		
木造特殊建築物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	—	1.39人	
			技師A	0.70	0.25	—	—	0.95人	
			技師B	0.70	1.63	0.59	—	2.92人	
			技師C	—	2.10	0.46	—	2.56人	
			技師D	—	—	0.22	—	0.22人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。  
 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする  
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用  
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-8

建物延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
2.60	3.50	4.70

(3) 非木造建築物の調査及び算定

非木造建築物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-9

区分	構造
非木造建築物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）

(2) 木造特殊建築物の調査及び算定

木造特殊建築物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	調査	図面等		
木造特殊建築物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	—	0.98人	
			技師A	0.74	2.43	—	—	3.17人	
			技師B	0.74	0.54	0.81	—	2.09人	
			技師C	—	0.27	0.06	—	0.33人	
			技師D	—	—	0.12	—	0.12人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。  
 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。  
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用  
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-8

建物延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
2.60	3.50	4.70

(3) 非木造建築物の調査及び算定

非木造建築物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-9

区分	構造
非木造建築物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）

新

非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

表 6-10

区分	判断基準	補正率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.7

構造計算を行わない場合

表 6-11

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	調査	図面等		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による 区分イの場合	
			技師A	1.08	3.60	—	4.68人		
			技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人		
			技師C	—	2.54	1.39	3.93人		
			技師D	—	—	0.23	0.23人		
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による 区分イの場合	
			技師A	0.83	2.76	—	3.59人		
			技師B	0.83	0.41	1.10	2.34人		
			技師C	—	1.98	0.97	2.95人		
			技師D	—	—	0.21	0.21人		
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による 区分イの場合	
			技師A	0.82	2.18	—	3.00人		
			技師B	0.82	0.22	0.79	1.83人		
			技師C	—	1.90	1.00	2.90人		
			技師D	—	—	0.26	0.26人		
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による 区分イの場合	
			技師A	0.41	0.17	0.11	0.69人		
			技師B	0.41	1.10	0.34	1.85人		
			技師C	0.41	0.69	0.42	1.52人		
			技師D	—	—	0.18	0.18人		

旧

非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

表 6-10

区分	判断基準	補正率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.7

構造計算を行わない場合

表 6-11

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	調査	図面等		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による 区分イの場合	
			技師A	0.87	1.81	—	2.68人		
			技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人		
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人		
			技師D	—	—	0.12	0.12人		
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イの場合	
			技師A	0.67	1.41	—	2.08人		
			技師B	0.67	2.71	1.15	4.53人		
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人		
			技師D	—	—	0.12	0.12人		
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合	
			技師A	0.98	1.41	—	2.39人		
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人		
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人		
			技師D	—	—	0.12	0.12人		
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合	
			技師A	0.41	0.12	0.06	0.59人		
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人		
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人		
			技師D	—	—	0.12	0.12人		

構造計算を行う場合

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定		
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による 区分イの場合
			技師 A	1.08	11.43	—	12.51人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技師 D	—	—	0.23	0.23人	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.83	9.47	—	10.30人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技師 D	—	—	0.21	0.21人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.82	7.17	—	7.99人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技師 D	—	—	0.26	0.26人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。  
 ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-12

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

  

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

構造計算を行う場合

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定		
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.87	9.64	—	10.51人	
			技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.67	8.12	—	8.79人	
			技師 B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.98	6.40	—	7.38人	
			技師 B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.41	1.47	0.06	1.94人	
			技師 B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師 C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。  
 ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-12

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

  

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

(4) 建物の見積

建物の見積とは、推定再建築費又は曳家移転料算定要領第2条第3項に係る曳家移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積（部材等の見積を除く）の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-13によって行うものとする。

表 6-13

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	調 査	算 定		
建物の見積	棟	主任技師	—	—	—	0.28	0.28人	
			—	—	0.77	0.30	1.07人	

注 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-14によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-15により行うものとする。

表 6-14

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表 6-15

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	算 定		
法令適合性調査 (1) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人		
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61人		
			技師 C	—	0.43	—	0.43人		
法令適合性調査 (2) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人		
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61人		
			技師 C	—	1.12	—	1.12人		
法令適合性調査			技師 A	—	—	0.06	0.06人		

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域内及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-14により行うものとする。

表 6-13

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表 6-14

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	算 定		
法令適合性調査 (1) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人		
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61人		
			技師 C	—	0.43	—	0.43人		
法令適合性調査 (2) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人		
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61人		
			技師 C	—	1.12	—	1.12人		
法令適合性調査			技師 A	—	—	0.06	0.06人		

(3) 木造建物・ 非木造建物	棟	—	技師 B 技師 C	—	0.75 0.68	0.31 —	1.06人 0.68人
--------------------	---	---	--------------	---	--------------	-----------	----------------

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-16 の区分によるものとする。

表 6-16

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 ㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、靴製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鉄鋼製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機窒肥料等の食品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業

(3) 木造建物・ 非木造建物	棟	—	技師 B 技師 C	—	0.75 0.68	0.31 —	1.06人 0.68人
--------------------	---	---	--------------	---	--------------	-----------	----------------

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-15 の区分によるものとする。

表 6-15

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 ㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、靴製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鉄鋼製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機窒肥料等の食品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業

ハ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-17 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表 6-17

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-18 の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
- ・同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業  
ハ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-16 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表 6-16

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-17 の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
- ・同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

機械設備Aの場合

表 6-18

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C及びDの場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6-19 によって行うものとする。

表 6-19

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	調査	図面等		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	1.19人	
			0.14	0.91	0.14			

- 注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-20 の区分によるものとする。

表 6-20

区分	判断基準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの

機械設備Aの場合

表 6-17

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C及びDの場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6-18 によって行うものとする。

表 6-18

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	調査	図面等		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	1.19人	
			0.14	0.91	0.14			

- 注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-19 の区分によるものとする。

表 6-19

区分	判断基準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの

新

	園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上屋、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに明示するもの以外次に明示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、铁塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-21により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-21

区分	単位	規模	職種	外業			内業			計	備考
				調査	図面等	算定	調査	図面等	算定		
生産設備A	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人				
			技師A	0.29	0.14	0.13	0.56人				
			技師B	0.29	0.71	0.43	1.43人				
			技師C	0.29	0.49	—	0.78人				
			技師D	—	—	0.15	0.15人				
生産設備B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人				
			技師A	0.41	0.15	0.18	0.74人				
			技師B	0.41	0.88	0.46	1.75人				
			技師C	0.41	0.70	—	1.11人				
			技師D	—	—	0.19	0.19人				
生産設備C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人				
			技師A	0.21	0.15	0.16	0.52人				
			技師B	0.21	0.58	0.32	1.11人				
			技師C	0.21	0.48	—	0.69人				
			技師D	—	—	0.17	0.17人				
生産設備D	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人				
			技師A	0.13	0.09	0.09	0.31人				
			技師B	0.13	0.50	0.16	0.79人				
			技師C	0.13	0.21	—	0.34人				
			技師D	—	—	0.17	0.17人				

旧

生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上屋、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに明示するもの以外次に明示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、铁塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-20により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-20

区分	単位	規模	職種	外業			内業			計	備考
				調査	図面等	算定	調査	図面等	算定		
生産設備A	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人				
			技師A	0.29	0.14	0.13	0.56人				
			技師B	0.29	0.71	0.43	1.43人				
			技師C	0.29	0.49	—	0.78人				
			技師D	—	—	0.15	0.15人				
生産設備B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人				
			技師A	0.41	0.15	0.18	0.74人				
			技師B	0.41	0.88	0.46	1.75人				
			技師C	0.41	0.70	—	1.11人				
			技師D	—	—	0.19	0.19人				
生産設備C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人				
			技師A	0.21	0.15	0.16	0.52人				
			技師B	0.21	0.58	0.32	1.11人				
			技師C	0.21	0.48	—	0.69人				
			技師D	—	—	0.17	0.17人				
生産設備D	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人				
			技師A	0.13	0.09	0.09	0.31人				
			技師B	0.13	0.50	0.16	0.79人				
			技師C	0.13	0.21	—	0.34人				
			技師D	—	—	0.17	0.17人				



表 6-24

区 分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の核算是、表6-25により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（回面等））を70パーセントに補正するものとする。

表 6-25

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	回面等	調 査	回面等		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人		
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人		
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人		
			技師 D	—	—	0.06	0.06人		
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人		
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人		
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人		
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人		
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
		敷地面積	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人		

表 6-23

区 分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の核算是、表6-24により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（回面等））を70パーセントに補正するものとする。

表 6-24

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	回面等	調 査	回面等		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人		
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人		
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人		
			技師 D	—	—	0.06	0.06人		
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人		
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人		
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人		
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人		
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人		
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53人		

農家敷地 A	戸	600㎡以上 1,000㎡未満	技師 B	0.65	—	0.88	153人
			技師 C	0.65	2.79	0.77	421人
			技師 D	—	—	0.07	0.07人
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	123人
			技師 B	0.91	—	1.11	202人
			技師 C	0.91	3.90	1.01	582人
			技師 D	—	—	0.13	0.13人
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	086人
			技師 B	0.41	—	0.83	124人
			技師 C	0.41	2.30	0.42	313人
			技師 D	—	—	0.18	0.18人
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	037人
			技師 B	0.13	—	0.21	034人
			技師 C	0.13	0.61	0.20	094人
			技師 D	—	—	0.15	015人

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び空地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-26の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-26

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-27によるものとする。

農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 C	0.65	2.79	0.77	421人
			技師 D	—	—	0.07	0.07人
			技師 A	0.91	0.19	0.13	123人
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 B	0.91	—	1.11	202人
			技師 C	0.91	3.90	1.01	582人
			技師 D	—	—	0.13	0.13人
			技師 A	0.41	0.23	0.22	086人
独立工作物	箇所	—	技師 B	0.41	—	0.83	124人
			技師 C	0.41	2.30	0.42	313人
			技師 D	—	—	0.18	0.18人
			技師 A	0.13	0.12	0.12	037人
			技師 B	0.13	—	0.21	034人
			技師 C	0.13	0.61	0.20	094人
			技師 D	—	—	0.15	015人

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び空地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-26によるものとする。

表 6-27

区 分	単 位	職 種	内 業			計	備 考
			外 業	調 査	図 面 等		
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44人	
		技師 C	—	0.22	—	0.22人	

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の取込に要する費用を含んだ歩掛である。

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 6-28 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の算定は、表 6-29 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表 6-28 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6-28

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び垣垂を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、圍障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹</p>

って行うものとする。

表 6-26

区 分	単 位	職 種	内 業			計	備 考
			外 業	調 査	図 面 等		
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44人	
		技師 C	—	0.22	—	0.22人	

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の取込に要する費用を含んだ歩掛である。

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 6-27 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の算定は、表 6-28 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表 6-27 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6-27

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び垣垂を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、圍障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を</p>

表 6-29

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
用材林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38人	
薪炭林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51人	
収穫樹	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	釣り棚、団障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55人	
竹林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28人	
苗木 (植木畑)	1,000㎡	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	団障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39人	
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56人	

注 調査区域の地形等によって表 6-30 の補正を行うものとする。

表 6-30

地形	判断基準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね 30° 以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美観が形成されているものをいい、その区分は、表 6-31 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-32 により行うものとする。

表 6-31

区分	判断基準

表 6-28

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
用材林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38人	
薪炭林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51人	
収穫樹	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	釣り棚、団障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55人	
竹林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28人	
苗木 (植木畑)	1,000㎡	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	団障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39人	
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56人	

注 調査区域の地形等によって表 6-29 の補正を行うものとする。

表 6-29

地形	判断基準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね 30° 以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美観が形成されているものをいい、その区分は、表 6-30 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-31 により行うものとする。

表 6-30

区分	判断基準

新

庭園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭園 B	上記 A 以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯笼、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭園 C	上記 A 及び B 以外の庭園であって、庭石、石組、灯笼、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

表 6-32

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
庭園 A	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭園 B	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭園 C	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-33 の補正率表を適用するものとする。  
 注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6-33

設備の延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90

2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 14,000㎡未満
5.20	8.70	12.00

(5) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表 6-34 によるものとし、各区分

旧

庭園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭園 B	上記 A 以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯笼、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭園 C	上記 A 及び B 以外の庭園であって、庭石、石組、灯笼、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

表 6-31

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
庭園 A	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭園 B	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭園 C	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-32 の補正率表を適用するものとする。  
 注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6-32

設備の延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90

2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 14,000㎡未満
5.20	8.70	12.00

(5) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表 6-33 によるものとし、各区分

新

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表 6-34

区 分	判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 3～4 画地程度のもの（10 m 当たり 3 画地程度）
	墳墓 B 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5～2 画地程度のもの（10 m 当たり 5 画地程度）
	墳墓 C 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5 m 以下程度のもの（10 m 当たり 7 画地程度）
上記以外の墳墓	墳墓 D 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m 当たり 3 基～5 基程度あるもの
	墳墓 E 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m 当たり 7 基程度あるもの

表 6-35

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	調 査	図 面 等		
墳墓 A	10 m	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人		
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人		
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33人		
			技師 D	—	—	0.16	0.16人		
墳墓 B	10 m	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人		
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人		
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42人		
			技師 D	—	—	0.27	0.27人		
墳墓 C	10 m	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人		
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人		
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57人		
			技師 D	—	—	0.38	0.38人		
			主任技師	—	—	0.05	0.05人		

旧

の単位当たり直接人件費の概算は、表 6-34 により行うものとする  
この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表 6-33

区 分	判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 3～4 画地程度のもの（10 m 当たり 3 画地程度）
	墳墓 B 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5～2 画地程度のもの（10 m 当たり 5 画地程度）
	墳墓 C 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5 m 以下程度のもの（10 m 当たり 7 画地程度）
上記以外の墳墓	墳墓 D 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m 当たり 3 基～5 基程度あるもの
	墳墓 E 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m 当たり 7 基程度あるもの

表 6-34

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	調 査	図 面 等		
墳墓 A	10 m	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人		
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人		
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33人		
			技師 D	—	—	0.16	0.16人		
墳墓 B	10 m	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人		
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人		
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42人		
			技師 D	—	—	0.27	0.27人		
墳墓 C	10 m	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人		
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人		

墳 墓 D	10 m	3～5基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35人
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03人
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42人
			技師 D	—	—	0.22	0.22人
墳 墓 E	10 m	7基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62人
			技師 D	—	—	0.38	0.38人

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石椁、圍障（生垣を含む）、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査 2墓地管理者等の調査で行うものとする。

7 建物等の跡地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の跡地移転要件の該当性の検討が必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、跡地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）のものであり、これに要する直接人件費の概算は、表6-36により行うものとする。

表 6 - 36

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	回 面 等	算 定			
建物等の跡地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	—	0.65人	
		技師 B	0.24	0.32	—	—	0.56人	
		技師 C	0.24	0.67	—	—	0.91人	
		技師 D	—	—	—	—	0.19人	
		—	—	—	—	—	—	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、跡地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計者の作成等

「7 建物等の跡地移転要件の該当性の検討」により、跡地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費

墳 墓 D	10 m	3～5基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35人
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03人
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42人
			技師 D	—	—	0.22	0.22人
墳 墓 E	10 m	7基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62人
			技師 D	—	—	0.38	0.38人

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石椁、圍障（生垣を含む）、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査 2墓地管理者等の調査で行うものとする。

7 建物等の跡地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の跡地移転要件の該当性の検討が必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、跡地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）のものであり、これに要する直接人件費の概算は、表6-35により行うものとする。

表 6 - 35

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	回 面 等	算 定			
建物等の跡地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	—	0.65人	
		技師 B	0.24	0.32	—	—	0.56人	
		技師 C	0.24	0.67	—	—	0.91人	
		技師 D	—	—	—	—	0.19人	
		—	—	—	—	—	—	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、跡地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

の概算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う)ものである。

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の概算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の概算は、表6-37により行うものとする。

表6-37

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	調査	図面等		
建物計画案の策定	計画案1案当たり	技師 A	—	—	0.13	—	0.13人	
		技師 B	—	—	0.37	—	0.37人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の概算を必要としない場合の照応建物の詳細設計(照応建物の補償額算定)を行う場合においても、表6-37を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の概算に要する直接人件費の概算は、表6-38により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計(照応建物の補償額算定)は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業(図面等)及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化(立体化を含む)することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 7照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表6-38

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	調査	図面等		
照応建物の設計案の作成	設計案1案当たり	技師 A	—	—	0.06	0.14	0.20人	
		技師 B	—	—	0.72	0.46	1.18人	
		技師 C	—	—	0.41	—	0.41人	
		技師 D	—	—	—	0.10	0.10人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の概算を必要としない場合における照応建物の詳細設計(照応建物の補償額算定)は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業(図面等)及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化(立体化を含む)することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 7照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

B 照応建物の設計案の作成等

「7建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う(照応建物に係る建物の推定建築費の概算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う)ものである。

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の概算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の概算は、表6-36により行うものとする。

表6-36

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	調査	図面等		
建物計画案の策定	計画案1案当たり	技師 A	—	—	0.13	—	0.13人	
		技師 B	—	—	0.37	—	0.37人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の概算を必要としない場合の照応建物の詳細設計(照応建物の補償額算定)を行う場合においても、表6-36を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の概算に要する直接人件費の概算は、表6-37により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計(照応建物の補償額算定)は、第5建物等の調査 4建物の調査の調査内業(図面等)及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化(立体化を含む)することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表6-37

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	調査	図面等		
照応建物の設計案の作成	設計案1案当たり	技師 A	—	—	0.06	0.14	0.20人	
		技師 B	—	—	0.72	0.46	1.18人	
		技師 C	—	—	0.41	—	0.41人	
		技師 D	—	—	—	0.10	0.10人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の概算を必要としない場合における照応建物の詳細設計(照応建物の補償額算定)は、第5建物等の調査 4建物の調査の調査内業(図面等)及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化(立体化を含む)することにより構造が複雑となる場合などは、第9移

			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63人	
			技師 B	—	—	3.97人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	

- 注1 本表の区分は、表 6-16 のとおりとする。  
 注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。  
 注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。  
 注4 本表の歩掛は、表 6-17 の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数 表 9-14

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人		
			0.14	0.91	0.14	1.19人		

- 注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。  
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。  
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。  
 注4 本表は、表 6-19 を再掲したものである。

見積徴収者員数 表 9-15

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人		
			0.23	0.41	0.23	0.87人		

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。  
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。  
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。  
 注4 本表は、表 6-23 を再掲したものである。

(5) 規模による員数の補正

表 9-13 に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表 9-16 に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63人	
			技師 B	3.97	—	3.97人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	

- 注1 本表の区分は、表 6-15 のとおりとする。  
 注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。  
 注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。  
 注4 本表の歩掛は、表 6-16 の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数 表 9-14

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人		
			0.14	0.91	0.14	1.19人		

- 注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。  
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。  
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。  
 注4 本表は、表 6-18 を再掲したものである。

見積徴収者員数 表 9-15

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人		
			0.23	0.41	0.23	0.87人		

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。  
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。  
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。  
 注4 本表は、表 6-22 を再掲したものである。

(5) 規模による員数の補正

表 9-13 に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表 9-16 に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

**第11 再算定業務**

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認められたものを含むものとする。

**1 打合せ協議**

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

**2 現地調査**

現地調査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 ③現地調査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の核算是、表11-1により行うものとする。

表11-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地調査	権利者	—	技師 A	0.13人	
		—	技師 B	0.13人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

**3 再算定業務（再調査不要）**

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の核算是、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見様徴収（部材等の見様を除く）により再算定を行う場合は、表6-13、表6-19、表6-23及び表6-27の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。

**4 再調査業務**

再調査業務に要する直接人件費の核算是、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

- （1）建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第6建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- （2）建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査外業及び調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとする。
- （3）建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。

**第11 再算定業務**

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認められたものを含むものとする。

**1 打合せ協議**

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

**2 現地調査**

現地調査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 ③現地調査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の核算是、表11-1により行うものとする。

表11-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地調査	権利者	—	技師 A	0.13人	
		—	技師 B	0.13人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

**3 再算定業務（再調査不要）**

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の核算是、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」（4）及び（5）により行うものとする。

**4 再調査業務**

再調査業務に要する直接人件費の核算是、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

- （1）建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第6建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- （2）建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査外業及び調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとする。
- （3）建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。  
なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。
- （4）建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、（2）及び（3）により求めた直接人件費のいずれが高い方法によって核算するものとする。
- （5）機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む）の一部が新設又は新たな設備に設置替え

**第15 地盤変動影響調査等**

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建築物の損害に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

**【一】 事前調査、事後調査及び算定**

**1 打合せ協議**

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみの業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

**2 現地踏査**

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 ③現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の概算は、表15-1-1により行うものとする。

表 15-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.39人	
			技師 B	0.39人	
			技師 C	0.39人	

**3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分**

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、第6建物等の調査 4建物の調査 表6-3、表6-4及び表6-10の区分によるものとする。

**4 事前調査**

**(1) 建物の調査**

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の概算は、表15-1-2により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（回面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

**第15 地盤変動影響調査等**

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建築物の損害に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

**【一】 事前調査、事後調査及び算定**

**1 打合せ協議**

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみの業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

**2 現地踏査**

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 ③現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の概算は、表15-1-1により行うものとする。

表 15-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.44人	
			技師 B	0.44人	
			技師 C	0.44人	

**3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分**

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、第6建物等の調査 4建物の調査 表6-3、表6-4及び表6-10の区分によるものとする。

**4 事前調査**

**(1) 建物等の調査**

建物敷地内の建物等の事前調査に要する直接人件費の概算は、表15-1-2により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、本歩掛に水準測量は含んでいないため、水準測量を実施する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 15-1-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	算 定		
木造建物 A	棟	70 m以上 130 m未満	接師 A	0.78	0.30	—	1.08人		
			接師 B	0.78	0.93	—	1.71人		
			接師 C	0.78	0.56	—	1.34人		
			接師 D	—	0.58	—	0.58人		
木造建物 B	棟	70 m以上 130 m未満	接師 A	0.93	0.34	—	1.27人		
			接師 B	0.93	0.82	—	1.75人		
			接師 C	0.93	0.66	—	1.59人		
			接師 D	—	0.50	—	0.50人		
木造建物 C	棟	70 m以上 130 m未満	接師 A	0.55	0.25	—	0.80人		
			接師 B	0.55	0.63	—	1.18人		
			接師 C	0.55	0.33	—	0.88人		
			接師 D	—	0.47	—	0.47人		
木造特殊建物	棟	50 m以上 70 m未満	接師 A	0.59	0.22	—	0.81人		
			接師 B	0.59	0.92	—	1.51人		
			接師 C	0.59	0.19	—	0.78人		
			接師 D	—	0.54	—	0.54人		
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m以上 400 m未満	接師 A	1.07	0.39	—	1.46人		
			接師 B	1.07	1.13	—	2.20人		
			接師 C	1.07	0.78	—	1.85人		
			接師 D	—	0.68	—	0.68人		
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m以上 400 m未満	接師 A	1.06	0.40	—	1.46人		
			接師 B	1.06	1.39	—	2.45人		
			接師 C	1.06	0.73	—	1.79人		
			接師 D	—	0.47	—	0.47人		
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m以上 400 m未満	接師 A	0.67	0.30	—	0.97人		
			接師 B	0.67	0.77	—	1.44人		
			接師 C	0.67	0.48	—	1.15人		
			接師 D	—	0.59	—	0.59人		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあっては表15-1-3、木造特殊建物にあっては表15-1-4、非木造建物イ、ロ及びハにあっては表15-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表によらず表15-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。

表 15-1-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	算 定		
木造建物 A	棟	70 m以上 130 m未満	接師 A	0.60	0.21	—	0.81人		
			接師 B	0.60	0.17	—	0.77人		
			接師 C	0.60	0.79	—	1.39人		
			接師 D	—	0.27	—	0.27人		
木造建物 B	棟	70 m以上 130 m未満	接師 A	0.72	0.22	—	0.94人		
			接師 B	0.72	0.20	—	0.92人		
			接師 C	0.72	0.88	—	1.60人		
			接師 D	—	0.27	—	0.27人		
木造建物 C	棟	70 m以上 130 m未満	接師 A	0.33	0.14	—	0.47人		
			接師 B	0.33	0.17	—	0.50人		
			接師 C	0.33	0.51	—	0.84人		
			接師 D	—	0.22	—	0.22人		
木造特殊建物	棟	50 m以上 70 m未満	接師 A	0.29	0.12	—	0.41人		
			接師 B	0.29	0.32	—	0.61人		
			接師 C	0.29	0.55	—	0.84人		
			接師 D	—	0.35	—	0.35人		
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m以上 400 m未満	接師 A	0.89	0.23	—	1.12人		
			接師 B	0.89	0.47	—	1.36人		
			接師 C	0.89	1.21	—	2.10人		
			接師 D	—	0.35	—	0.35人		
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m以上 400 m未満	接師 A	0.87	0.29	—	1.16人		
			接師 B	0.87	0.52	—	1.39人		
			接師 C	0.87	1.33	—	2.20人		
			接師 D	—	0.24	—	0.24人		
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m以上 400 m未満	接師 A	0.45	0.19	—	0.64人		
			接師 B	0.45	0.28	—	0.73人		
			接師 C	0.45	0.85	—	1.30人		
			接師 D	—	0.24	—	0.24人		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあっては表15-1-3、木造特殊建物にあっては表15-1-4、非木造建物イ、ロ及びハにあっては表15-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときは、本表によらず表15-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

表 15-1-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定			
区分所有 建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	0.36	0.11	—	—	0.47人	
			技師 B	0.36	0.22	—	—	0.58人	
			技師 C	0.36	0.18	—	—	0.54人	
			技師 D	—	0.14	—	—	0.14人	

注1 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-7 の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 15-1-7

戸当たり 延べ面積	35㎡未満	35㎡以上 65㎡未満	65㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 225㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

225㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
3.00	4.00	5.30

表 15-1-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定			
区分所有建物	戸	130㎡程度	技師 A	0.40	0.06	—	—	0.46人	
			技師 B	0.40	0.25	—	—	0.65人	
			技師 C	0.40	0.16	—	—	0.56人	
			技師 D	—	0.12	—	—	0.12人	

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事前調査に要する直接人件費の概算は、表 15-1-8 により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-9 の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 15-1-8

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	回 面 等	調 査	回 面 等		
工 作 物	箇 所	100 m 以上 300 m 未満	技師 A	0.43	0.18	—	—	0.61人	
			技師 B	0.43	0.38	—	—	0.81人	
			技師 C	0.43	0.44	—	—	0.87人	
			技師 D	—	0.32	—	—	0.32人	

注 1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注 2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-9 の補正率を適用するものとする。

表 15-1-9

敷地面積	100 m 未満	100 m 以上 300 m 未満	300 m 以上 630 m 未満	630 m 以上 1,300 m 未満	1,300 m 以上 2,000 m 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10

2,000 m 以上 3,300 m 未満	3,300 m 以上 5,000 m 未満
5.70	7.70

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事前調査に要する直接人件費の概算は、表 15-1-7 により行うものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-8 の補正率表を適用するものとする。

表 15-1-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	回 面 等	調 査	回 面 等		
工 作 物	箇 所	100 m 以上 500 m 未満	技師 A	0.21	0.06	—	—	0.27人	
			技師 B	0.21	—	—	—	0.21人	
			技師 C	0.21	0.47	—	—	0.68人	
			技師 D	—	0.09	—	—	0.09人	

注 建物調査の歩掛（表 15-1-2）を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

表 15-1-8

敷地面積	100 m 未満	100 m 以上 500 m 未満	500 m 以上 1,000 m 未満	1,000 m 以上 2,000 m 未満	2,000 m 以上 3,000 m 未満	3,000 m 以上 5,000 m 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70

5 事後調査

(1) 建物の調査

建築物地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の概算は、表15-1-10により行うものとする。ただし、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表15-1-10

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.71	0.26	—	0.97人		
			技師 B	0.71	0.74	—	1.45人		
			技師 C	0.71	0.45	—	1.16人		
			技師 D	—	0.65	—	0.65人		
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.84	0.37	—	1.21人		
			技師 B	0.84	0.66	—	1.50人		
			技師 C	0.84	0.61	—	1.45人		
			技師 D	—	0.50	—	0.50人		
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.46	0.23	—	0.69人		
			技師 B	0.46	0.74	—	1.20人		
			技師 C	0.46	0.32	—	0.78人		
			技師 D	—	0.55	—	0.55人		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	0.57	0.28	—	0.85人		
			技師 B	0.57	0.65	—	1.22人		
			技師 C	0.57	0.23	—	0.80人		
			技師 D	—	0.51	—	0.51人		
非木造建物 (用途区分)イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.17	0.36	—	1.53人		
			技師 B	1.17	0.65	—	1.82人		
			技師 C	1.17	0.33	—	1.50人		
			技師 D	—	0.60	—	0.60人		
非木造建物 (用途区分)ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.00	0.38	—	1.38人		
			技師 B	1.00	0.73	—	1.73人		
			技師 C	1.00	0.54	—	1.54人		
			技師 D	—	0.74	—	0.74人		
非木造建物 (用途区分)ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.66	0.23	—	0.89人		
			技師 B	0.66	0.68	—	1.34人		
			技師 C	0.66	0.38	—	1.04人		
			技師 D	—	0.63	—	0.63人		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-4及び表15-1-5の補正率表を適用するものとする。  
注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときには、

5 事後調査

(1) 建物等の調査

建築物地内の建物等の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の概算は、表15-1-9により行うものとする。

表15-1-9

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.53	0.23	—	0.76人		
			技師 B	0.53	0.23	—	0.76人		
			技師 C	0.53	0.43	—	0.96人		
			技師 D	—	0.24	—	0.24人		
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.64	0.23	—	0.87人		
			技師 B	0.64	0.23	—	0.87人		
			技師 C	0.64	0.54	—	1.18人		
			技師 D	—	0.24	—	0.24人		
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.25	0.25	—	0.50人		
			技師 B	0.25	0.26	—	0.51人		
			技師 C	0.25	0.14	—	0.39人		
			技師 D	—	0.27	—	0.27人		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	0.27	0.27	—	0.54人		
			技師 B	0.27	0.28	—	0.55人		
			技師 C	0.27	0.16	—	0.43人		
			技師 D	—	0.28	—	0.28人		
非木造建物 (用途区分)イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.85	0.21	—	1.06人		
			技師 B	0.85	0.36	—	1.21人		
			技師 C	0.85	0.62	—	1.47人		
			技師 D	—	0.37	—	0.37人		
非木造建物 (用途区分)ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.80	0.27	—	1.07人		
			技師 B	0.80	0.34	—	1.14人		
			技師 C	0.80	0.54	—	1.34人		
			技師 D	—	0.51	—	0.51人		
非木造建物 (用途区分)ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.47	0.20	—	0.67人		
			技師 B	0.47	0.26	—	0.73人		
			技師 C	0.47	0.27	—	0.74人		
			技師 D	—	0.39	—	0.39人		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-4及び表15-1-5の補正率表を適用するものとする。  
注2 建物1棟が複数の区分所有者により共同所有となっているときには、本表によらず表15-1-10により直接人件費の概算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

本表によらず表 15-1-11 により直接人件費の積算を行うものとする。

表 15-1-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	0.20	0.11	—	0.31人	
			技師 B	0.20	0.13	—	0.33人	
			技師 C	0.20	0.07	—	0.27人	
			技師 D	—	0.09	—	0.09人	

注1 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-7 の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表 15-1-12 によるものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-9 の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表 15-1-12

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.41	0.21	—	0.62人	
			技師 B	0.41	0.38	—	0.79人	
			技師 C	0.41	0.28	—	0.69人	
			技師 D	—	0.34	—	0.34人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物の調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-9 の補正率表を適用するものとする。

6 算 定

事務処理要領第5条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について、これらに要する業務費の積算は、表 15-1-13 により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用す

表 15-1-10

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物	戸	130㎡程度	技師 A	0.25	0.06	—	0.31人	
			技師 B	0.25	0.08	—	0.33人	
			技師 C	0.25	0.12	—	0.37人	
			技師 D	—	0.08	—	0.08人	

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表 15-1-11 によるものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-8 の補正率表を適用するものとする。

表 15-1-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.21	0.12	—	0.33人	
			技師 B	0.21	—	—	0.21人	
			技師 C	0.21	0.24	—	0.45人	
			技師 D	—	0.13	—	0.13人	

注 建物調査の歩掛（表 15-1-9）を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

6 算 定

算定とは、事務処理要領第5条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これらに要する直接人件費の積算は、表 15-1-12 により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の補正による算定及び復元による算定には適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

るものとし、建物等の構造部の補正による算定及び復元による算定には適用しないものとする。なお、その場合は、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表 15-1-13

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	調 査	図 面 等		
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	—	0.21	0.12	0.33人		
			技師 C	—	0.72	0.24	0.96人		
			技師 D	—	—	0.14	0.14人		
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	—	0.38	0.26	0.64人		
			技師 C	—	1.14	0.34	1.48人		
			技師 D	—	—	0.15	0.15人		
区分所有建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	—	0.10	0.07	0.17人		
			技師 C	—	0.25	0.13	0.38人		
			技師 D	—	—	0.04	0.04人		
工 作 物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	—	0.18	0.12	0.30人		
			技師 C	—	0.41	0.13	0.54人		
			技師 D	—	—	0.08	0.08人		

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-3、表 15-1-5、表 15-1-7 及び表 15-1-9 の補正率表を適用するものとする。

【二】 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地調査

現地調査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 ③現地調査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15-2-1により行うものとする。

表 15-2-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地調査	業 務	—	技師 A	0.50人	
			技師 B	0.50人	

表 15-1-12

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	調 査	図 面 等		
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	—	0.23	0.15	0.38人		
			技師 C	—	0.58	0.13	0.71人		
			技師 D	—	—	0.11	0.11人		
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	—	0.39	0.26	0.65人		
			技師 C	—	1.00	0.32	1.32人		
			技師 D	—	—	0.13	0.13人		
区分所有建物	戸	130㎡程度	技師 A	—	0.04	0.06	0.10人		
			技師 C	—	0.31	0.12	0.43人		
			技師 D	—	—	0.04	0.04人		
工 作 物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師 A	—	0.19	0.13	0.32人		
			技師 C	—	0.39	0.08	0.47人		
			技師 D	—	—	0.08	0.08人		

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-3、表 15-1-4、表 15-1-5 及び表 15-1-8 の補正率表を適用するものとする。

【二】 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地調査

現地調査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 ③現地調査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15-2-1により行うものとする。

表 15-2-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地調査	業 務	—	技師 A	0.50人	
			技師 B	0.50人	

新

新	非木造建物		棟	1	
	建物	見様	棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	標榜設備		事業所	1	
	標榜設備	見様	台	1	
	生灌設備		設備	1	
	の生灌設備	見様	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工務等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	
	独立工作物	見様	箇所	1	
	立竹木		m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数量を10m <sup>2</sup> とする。
	庭園		箇所	1	
	墳墓等		m <sup>2</sup>	1	
	建物等の移転移転要件の適合性の検討		権利者	1	
	限応建物の設計書の作成等	建物計画書の策定	策	1	
		限応建物の設計書の作成	策	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地調査		業務	1	
営業		事業所	1		
営業所設置	プレハブリース	事業所	1		
	貸貸物件	事業所	1		
の居住者		世帯	1		
の動産	一般住家、農家住宅	戸	1		
	店舗	店舗	1		
	事務所、工場、倉庫	事業所	1		

旧

旧	非木造建物		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	標榜設備		事業所	1	
	標榜設備	見様	台	1	
	生灌設備		設備	1	
	生灌設備	見様	台	1	
	の附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工務等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	
	独立工作物	見様	箇所	1	
	立竹木		m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数量を10m <sup>2</sup> とする。
	庭園		箇所	1	
	墳墓等		m <sup>2</sup>	1	
	建物等の移転移転要件の適合性の検討		権利者	1	
	限応建物の設計書の作成等	建物計画書の策定	策	1	
		限応建物の設計書の作成	策	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地調査		業務	1	
	営業		事業所	1	
営業所設置	プレハブリース	事業所	1		
	貸貸物件	事業所	1		
の居住者		世帯	1		
の動産	一般住家、農家住宅	戸	1		
	店舗	店舗	1		
	事務所、工場、倉庫	事業所	1		
の居住者、借家人		世帯	1		

新

評	各団地の評価係算定		1 団地	1	
	団地係算定		1 団地	1	
	評価係の調整		差 添	1	
補	打合せ係	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		差 添	1	
償	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	補償説明	補償説明等A	権利者	1	
補償説明	補償説明等B	権利者	1		
消	打合せ係	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	区費調査有	事業者	1	
		区費調査無	事業者	1	
事	打合せ係	中間打合せ	回	1	
	事前調査	現地踏査		差 添	1
		事前調査	木造建物・木造特殊 建物・非木造建物	棟	1
			区分所有建物等	戸	1
	工作物		箇 所	1	
	事後調査及び算定	事後調査	木造建物・木造特殊 建物・非木造建物	棟	1
			区分所有建物等	戸	1
			工作物	箇 所	1
	算定	算定	木造建物・非木造建物	棟	1
			区分所有建物等	戸	1
工作物			箇 所	1	

旧

償	団地係算定		1 団地	1	
	評価係の調整		差 添	1	
補	打合せ係	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		差 添	1	
償	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
補償説明	補償説明等A	権利者	1		
	補償説明等B	権利者	1		
消	打合せ係	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	区費調査有	事業者	1	
		区費調査無	事業者	1	
事	打合せ係	中間打合せ	回	1	
	事前調査	現地踏査		差 添	1
		事前調査	木造建物・木造特殊 建物・非木造建物	棟	1
			区分所有建物	戸	1
	工作物		箇 所	1	
	事後調査及び算定	事後調査	木造建物・木造特殊 建物・非木造建物	棟	1
			区分所有建物	戸	1
			工作物	箇 所	1
	算定	算定	木造建物・非木造建物	棟	1
			区分所有建物	戸	1
工作物			箇 所	1	
打合せ係	中間打合せ	回	1		